

○資産凍結等の措置に係る特定資本取引の許可制 関係条文

<p>外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)</p>	<p>外国為替令 (昭和五十五年政令第二百六十号)</p>	<p>外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引を指定する件(平成十五年経済産業省告示第九十三号) 最終改正…令和七年一月十日 経済産業省告示第三号</p>
<p>(経済産業大臣の許可を受ける義務を課する特定資本取引) 第二十四条 経済産業大臣は、居住者による特定資本取引(第二十条第二号に掲げる資本取引(同条第十二号の規定により同条第二号に準ずる取引として政令で定めるものを含む。))のうち、貨物を輸出し、又は輸入する者が貨物の輸出又は輸入に直接伴つてする取引又は行為として政令で定めるもの及び鉱業権、工業所有権その他これらに類する権利の移転又はこれらの権利の使用権の設定に係る取引又は行為として政令で定めるもの(短期の国際商業取引の決済のための資本取引として政令で定めるものを除く。)をいう。以下同じ。 ()が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和</p>	<p>(経済産業大臣の許可を要する特定資本取引等) 第十四条 法第二十四条第一項に規定する特定資本取引(以下「特定資本取引」という。)は、次に掲げる契約に基づく債権の発生等に係る取引(国際商業取引の決済のための取引で当該取引に係る債権の発生から消滅までの期間が一年以内であるものを除く。)とする。 一 貨物を輸入する居住者による当該貨物の輸入契約に直接伴う当該輸入契約の相手方に対する金銭の貸付契約のうち、当該貸付契約による債権の全部と当該輸入貨物の代金の全部又は一部との相殺(実質的に相殺と認められるものを含む。次号において同じ。)をすることを内容とするもの 二 貨物を輸出する居住者による当該貨物の輸出处に直接伴う当該輸出处契</p>	<p>外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引を次のように定め、公布の日から施行する。 なお、平成十二年通商産業省告示第七十九号(外国為替令第十五条第一項の規定に基づき外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を要する特定資本取引を指定する件)は、平成十五年五月三十日限り、廃止する。 外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)以下「法」という。)第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引は次のとおりとする。 一 居住者による特定資本取引(外国為替令第十四条第一項第一号に掲げる契約(同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号に掲げる契約を含む。))に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契約で金銭の貸付契約に該当するもの(同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第四号に掲げる契約で電子決済手段等(法第六条第一項第九号に規定する電子決済手段等をいう。以下同じ。))の貸付契約に該当するものを含む。))に基づく特定資本取引を除く。))であつて、次に掲げる者との間で行うもの(ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては、平成十五年五月二十二日以前に締結された借入契約に該当する契約に基づく債権の変更又は消滅に係るものに限る。) イ イラク前政権の機関等として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件(平成二十二年外務省告示第三百四十二号。ロにおいて「イラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件」という。))別表のⅡに掲げるも</p>

のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引を行うおととする居住者に対し、当該特定資本取引を行うことについて、許可を受けざる義務を課することができ

2・3 (略)

約の相手方からの金銭の借入契約のうち、当該借入契約による債務の全額と当該輸出貨物の代金の全部又は一部との相殺をすることを内容とするもの

三 貨物を輸出し又は輸入する居住者が非居住者との間で行う債務の保証契約であつて次に掲げるもの

イ 当該貨物の輸出又は輸入に係る入札の条件に従つて行う保証契約

ロ 当該貨物の輸出契約又は輸入契約の履行保証契約、当該貨物代金の前受金又は前払金の返還保証契約及び当該貨物の輸出契約又は輸入契約に直接伴つて、かつ、これらの契約の定めるところにより行うその他の保証契約

四 鉱業権、工業所有権その他これらに類する権利の移転又はこれらの権利の使用権の設定（以下この項において「鉱業権等の移転等」という。）に係る契約の当事者たる居住者が当該鉱業権等の移転等のため当該契約に基づいて当該契約の相手方との間で行う金銭の貸付

のをいう。）

ロ イラク前政権の高官又はその関係者等として外務大臣が定めるもの（イラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件別表 I・及び III に掲げるものをいう。）

二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で電子決済手段等の借入契約に該当するものを含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との間で行うもの（イ、ロ又はホに掲げる者との間で行うものについては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

イ タリバーン関係者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件（平成十三年外務省告示第三百三十二号）で定めるものをいう。）

ロ テロリスト等として外務大臣が定めるもの（アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年外務省告示第十号）及び先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）

ハ コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成十七年外務省告示第千一百一号）で定めるものをいう。）

ニ スーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフル和平阻

2

契約又は借入契約のうち、当該貸付契約又は借入契約による債権又は債務の全額と鉱業権等の移転等の対価の全部又は一部との相殺をすることを内容とするもの

五 鉱業権等の移転等に係る契約の当事者たる居住者が当該契約に基づいて非居住者との間で行う債務の保証契約

法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引についての前項の規定の適用については、同項中「債権の発生等に係る取引」とあるのは「電子決済手段等の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引」と、「係る債権」とあるのは「係る電子決済手段等の移転を求める権利」と、同項第一号中「金銭」とあるのは「電子決済手段等」と、「債権の全額」とあるのは「電子決済手段等の移転を求める権利の全額」と、同項第二号中「金銭」とあるのは「電子決済手段等」と、「債権の全額」とあるのは「電子決済手段等を移転する義務の全部」と、同項第三号中「債務」とあるのは「債務（電子決

害関与者等を指定する件（平成十八年外務省告示第三百七十四号）で定めるものをいう。）

ホ 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）並びに北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第三百十八号）で定めるものをいう。）

ヘ ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百十二号）で定めるものをいう。）

ト リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（平成二十三年外務省告示第七十五号）別表のⅡに掲げるものをいう。）

チ シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件（平成二十三年外務省告示第三百十五号）で定めるものをいう。）

リ クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦へ

濟手段等を移転する義務を含む。第五号において同じ。）」と、同項第四号中「金銭」とあるのは「電子決済手段等」と、「債権又は債務の全額」とあるのは「電子決済手段等の移転を求める権利又は電子決済手段等を移転する義務の全部」とする。

第十五条 経済産業大臣は、法第二十四条第一項又は第二項の規定に基づき居住者が特定資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、これらの規定のうちいずれの規定に基づき許可を受ける義務を課するかを明らかにした上で、その許可を受けなければならぬ特定資本取引を指定してするものとする。

2
4 (略)

の「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百六十七号）で定めるものをいう。）

又 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年外務省告示第七十九号）で定めるものをいう。）

ル 資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年外務省告示第九十一号）で定めるものをいう。）

ロ 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国・地域の団体及び個人として外務大臣が定めるもの（ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国・地域の団体及び個人を指定する件（令和五年外務省告示第四百四十五号）で定めるものをいう。）

ワ 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関する者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関する者等を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百八十二号）で定めるものをいう。）

カ イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国にお

-
-
- る平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件（平成二十六年外務省告示第三百九十四号）で定めるものをいう。）
- ヨ 南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）
- タ マリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるマリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和二年外務省告示九十五号）で定めるものをいう。）
- レ ハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和四年外務省告示第三百八十八号）で定めるものをいう。）
- ソ 資産凍結等の措置の対象となる暴力的行為に関与するイスラエルの入植者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる暴力的行為に関与するイスラエルの入植者を指定する件（令和六年外務省告示第二百五号）で定めるものをいう。）
- 三 居住者による特定資本取引のうち、対外直接投資（法第二十三条第二項に規定する対外直接投資をい、電子決済手段等の貸付けであつて同項に規定する金銭の貸付けに相当するものを含む。）に該当するものであつて、ロシア連邦において行われる事業に係るもの又はロシア連邦の法令に基づいて設立された法人（当該法人の外国（ロシア連邦を除く。以下この号において同じ。）にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくは当該法人に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係るもの
- 四 居住者による非居住者との間で行う特定資本取引であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又
-

は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行うもの。

五 居住者による非居住者との間で行う特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて、ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の購入価格がその上限価格を超える購入に関連するもの（当該特定資本取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面（その写し及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この号において同じ。）を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができない場合又は当該書面を提示することができない場合（主務大臣がロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合（ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件（令和六年二月財務省、経済産業省告示第一号）で定める場合をいう。）を含む。）を除く。）

備考 第五号における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 「原油」とは、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七・〇九項に該当するもの（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第百七十号）三の七の(9)の表ロシアの項二七・〇九の欄の下欄口に該当するものを除く。）をいう。

(2) 「石油製品」とは、関稅定率法別表第二七・一〇項（廃油を除く。）に該当するものをいう。

(3) 原油の「上限価格」とは、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿つて、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四〇四号。以下「上限価格を定め

(4) する外務省告示」という。)別表1に定める原油の上限価格をいう。石油製品の「上限価格」とは、次の表の上欄に掲げる石油製品ごとに、同表の下欄に掲げる価格をいう。

関税率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に該当するものうち、揮発油(ナフサを除く。)、灯油及び軽油	上限価格を定める外務省告示別表2に定める価格
関税率法別表第二七・一〇項(廃油を除く。)に該当するものうち、前項の上欄に掲げるもの以外のもの	上限価格を定める外務省告示別表3に定める価格

(5) 原油又は石油製品の「購入価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油又は石油製品の価格であつて、関税率法第四条第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に規定する費用に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。

附 則 (令和六年経済産業省告示第百八号)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二号又の規定中、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件(令和四年外務省告示第七十九号。以下「ロシア告示」という。)別表1に掲げる団体又は別表2に掲げる個人に係るもの、当該団体又は当該個人がロシア告示により指定された日
- 二 第二号又の規定中、ロシア告示別表3に掲げる団体(バンク・ロシアを除く。)に係るもの、当該団体がロシア告示により指定された日から起算して三十日を経過した日
- 三 第二号又の規定中、バンク・ロシアに係るもの、令和四年三月二十八日
- 四 第二号ルの規定中、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ

共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年外務省告示第九十一号。以下「ベラルーシ告示」という。）別表1に掲げる個人又は別表2に掲げる団体に係るもの。当該個人又は当該団体がベラルーシ告示により指定された日

五 第二号ルの規定中、ベラルーシ告示別表3に掲げる団体に係るもの。当該団体がベラルーシ告示により指定された日から起算して三十日を経過した日

2 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和七年経済産業省告示第三号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二号ヲの規定中、ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国・地域の団体及び個人を指定する件（令和五年外務省告示第四百四十五号）別表3に掲げる団体に係るものは、当該団体が同告示により指定された日から起算して三十日を経過した日から施行する。